

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	○	
(平)	(平)	(平)	(平)	○	○

※該当箇所に すること。

(ふりがな)

しんせいきせいさくけんきゅうかい

- 1 政治団体の名称 新世紀政策研究会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1
806
- 3 代表者の氏名 山口 那津男
- 4 会計責任者の氏名 出口 俊夫

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

5 令和 4 年分

団体コード	1	0	7	0	0	7	3	9	2	0	0	1	2	0
前年繰越額	631,833 円													

事務担当者の氏名 山下千秋

電話番号 03-6550-0806

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類	<u>参議院議員 (現・候)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>山口 那津男</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>山口 那津男</u>
公職の種類	<u>参議院議員 (現・候)</u>

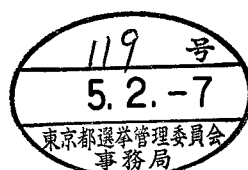
(*) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

102880



0221

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,831,857
(前年からの繰越額)	631,833
(本年の収入額)	2,200,024
支 出 総 額	2,176,009
翌年への繰越額	655,848

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	200,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,200,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,200,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	24	
	合 計	24	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	木村和俊	200,000	R4/12/2	東京都中央区月島1-8-1-3206	弁護士	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	200,000				
	その他の寄附	0				
	合 計	200,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	公明党参議院東京選挙区第2総支部	1,000,000	R4/3/4	東京都港区虎ノ門1-1-11マスタビル7F	山口那津男	
2	公明党参議院東京選挙区第2総支部	1,000,000	R4/9/13	東京都港区虎ノ門1-1-11マスタビル7F	山口那津男	
3	(小計)	2,000,000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,000,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
16						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	0				
	合計	2,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	860,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	817,922	0	
(4) 事 務 所 費	384,745	0	
小 計	2,062,667	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	67,000	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	46,342	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	113,342	0	
合 計	2,176,009		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	液晶テレビ代	199,100	R4/11/12	ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
2	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,436	R4/1/24	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
3	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,436	R4/2/22	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
4	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,436	R4/3/18	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
5	空気清浄機フィルター代等	10,186	R4/4/14	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
6	空気清浄機フィルター代等	10,186	R4/5/16	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
7	空気清浄機フィルター代等	10,186	R4/6/13	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
8	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/7/21	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
9	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/8/17	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
10	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/9/5	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
11	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/10/7	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
12	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/10/31	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
13	空気清浄機フィルター代等	10,700	R4/11/28	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
14	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,950	R4/12/21	(株)ナック ダスキン事業部第 13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
15	新聞代(1月分)	25,100	R4/1/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
	こ の 頁 の 小 計	393,216				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	新聞代（2月分）	25,100	R4/2/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
17	新聞代（3月分）	25,100	R4/3/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
18	新聞代（4月分）	25,100	R4/4/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
19	新聞代（5月分）	25,100	R4/5/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
20	新聞代（6月分）	25,100	R4/6/24	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
21	新聞代（7月分）	25,100	R4/7/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
22	新聞代（8月分）	25,100	R4/8/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
23	新聞代（9月分）	25,100	R4/9/26	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
24	新聞代（10月分）	25,100	R4/10/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
25	新聞代（11月分）	25,100	R4/11/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
26	新聞代（12月分）	25,100	R4/12/23	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
27						
	こ の 頁 の 小 計	276,100				
	そ の 他 の 支 出	148,606				
	合 計	817,922				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬	33,000	R4/2/17	桑原洋介公認会計士・税理士事務所	東京都江戸川区東小松川4-45-10-205	
2	レタックス代	27,520	R4/4/28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	自動車税	36,000	R4/5/12	東京都都税総合事務センター 所長	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
4	自動車保険料	153,500	R4/7/26	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
5	複合機リース料	13,200	R4/9/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
6	放送受信料	24,185	R4/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
7	レタックス代	21,140	R4/11/2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	308,545				
	その他の支出	76,200				
	合 計	384,745				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	30,000	R4/10/13	銀座総合法律事務所 加毛 修	東京都中央区銀座6-9-7 近畿建物銀座ビル5階	
2	会費	20,000	R4/11/7	森田実先生卒寿祝賀の集い発起人会事務局	東京都新宿区早稲田2-4-26昌平饗ビル7階	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	50,000				
	その他の支出	17,000				
	合計	67,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	46,342				
	合計	46,342				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 2月 3日

政治団体の名称 新世紀政策研究会

会計責任者の氏名 出口 俊夫



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和 5年 2月 3日

新世紀政策研究会

代表 山口 那津男 殿

登録政治資金監査人

桑原 洋介



登録番号 第 1593 号

研修了年月日 平成21年10月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、新世紀政策研究会の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、新世紀政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新世紀政策研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、新世紀政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以 上